

東仙台中学校の部活動に係る活動方針
(運動部，文化部共通)

令和6年4月
仙台市立東仙台中学校

1 指導方針とねらい

(1)指導方針

- ①生徒理解を原点とし、一人一人の人間性を伸ばさせる部活動を目指す。
- ②「生徒とともに」という教師の姿勢で指導にあたる。

(2)ねらい

- ①生徒の自主的な活動が出来るよう援助し、一人一人の個性を伸ばす。
- ②活動の過程を大事にし、生き生きとした活動が展開されるようにする。
- ③共通の興味・関心に基づく集団の中で、より良い人間関係を構築できる力を育成する。

2 重点努力事項

- (1)生徒の興味・関心や主体性を尊重し、希望する部に明確な目的を持って参加し、目標達成を目指して努力するように指導する。
- (2)部活動委員会と部長会議を中心に、ルールやマナーに従い、自主的・自発的な活動となるよう指導する。
- (3)部内の組織づくりに当たり、意図的なリーダーの育成や、集団としての力が向上するよう指導する。
- (4)各部の年間計画を充実させ、部活動の活性化を図り、全校が一体となってより良い学校を目指すよう指導する。

3 入退部規定

- (1)入部、退部、転部については、保護者との共通理解をもった上で行う。生徒の退部の意思を確認した場合、顧問、学年、本人の三者で退部の意思の確認と、退部後の生活について話し合うこと。転部する場合には、本人だけではなく、担任と新旧顧問が連携をとってすすめること。
- (2)3年間同じ部で活動することが望ましい。退部した部活動への復帰は原則として認めない。
- (3)顧問不在の時には、学校に残る職員へ生徒管理を確実に行ってもらうよう依頼する。

4 活動時間について

(1)平日の活動(学期中)

3月～新人戦	通常 16:45 終了	18:00 まで活動可能	18:15 完全下校
新人戦～2月		17:00 まで活動可能	17:15 完全下校

- ①時期に応じて表の通りとする。
 - ②帰りの会終了時から2時間程度の活動時間とする。短縮授業や午前授業などの場合は、部活動終了時刻も繰り上げる。(各部予定表参照)
- ### (2)雨天時の活動場所について
- ①活動場所は部集会で使用する教室及びその廊下とする。
 - ②廊下や階段を走らせることは、安全面やけが防止のため禁止とする。
- ### (3)週休日、休日の活動
- ①通常の活動(大会等は除く)については、3時間程度とする。
 - ②通常よりも長時間活動する場合には、それ以外の時期に休養日を十分確保する。

(4) 休養日の設定について

- ①週あたり2日以上 of 休養日を設ける。(平日1日, 週休日1日)
- ②やむを得ず週休日の両日に活動する場合は, 前週又は翌週以降の週休日に代替の休養日を設ける。

(5) 長期休業中の活動

- ①平日は, 午前または午後の3時間程度とする。
- ②週休日, 休日の活動については原則認めない。ただし, 週休日, 休日に大会等がある場合は, 校長に認められた場合活動することができる。

(6) 年間計画

(1)顧問は年度初めに年間活動計画を作成し, 学校長に提出し, 部活動担当が学校HPに掲載する。

(2)ハイシーズン(強化練習期間)の設定

- ①年間計画において, 強化練習期間(ハイシーズン)の設定を校長が認めた場合, その期間は通常よりも長時間活動することができる。
- ②運動部におけるハイシーズンとは中体連が主催する中総体や新人大会と, 中体連が共催する大会のみとし, 年3回までとする。
- ③文化部におけるハイシーズンとは連盟等の関係団体が主催するコンクール・コンテストとする。
- ④ハイシーズンは, 最長でも大会前1ヶ月とする。県大会などの上位大会に勝ち進んだ場合でも, その都度, 「部活動延長届(別紙様式1)」と, 同意書を提出し, 校長の許可を得ること。
- ⑤活動時間や活動日を増やす場合には, それ以外の時期に休養日を十分確保し, 心身の健康に留意するものとする。

(3)オフシーズン(ある程度長期の休業期間)の設定

- ①夏季休業中や年末年始などの学校閉庁日と連続させるなど, ある程度長期の休養期間を設ける。

5 部活動の延長について(下校時刻を過ぎて活動を行う場合)

(1)年間活動計画(年度初めに各部で計画)の中で重要な大会やコンクールがある場合は, その強化のために下校時刻後に活動の延長を認める場合がある。

(2)延長については, 通常の活動に加え, 以下のとおり活動時間の追加を認める。

平日(学期中) … 最大で18時30分までの活動を認める。(3時間を超えないように)

週休日, 休日 … 通常3時間程度の活動に加えて, 最大2時間まで活動時間の追加を認める。

長期休業中 … 通常3時間程度の活動に加えて, 最大2時間まで活動時間の追加を認める。

(3)下校時刻後の延長が可能な期間は, 最長で大会・コンクール等の1か月前からとする。

(4)下校時刻後の延長を認める期間は, 各部が設定したハイシーズンとする。

(5)下校時刻後に延長活動を希望する場合, 以下の手順で手続きを行い, 許可を得ること。

- ①保護者宛ての「部活動延長の実施について(別紙様式3)」を作成し, 起案後, 決裁をとる。
- ②保護者宛に上記文書を配布し, 同意書を回収する。
- ③回収した同意書と大会要項等を添付し, 「部活動延長届(別紙様式1)」を提出し, 許可を得る。

(6) 朝練習について

- ①時間は7:30~8:00とする。顧問は「部活動朝練習届(別紙様式2)」を提出し, 許可を得ること。

②朝練習が可能な期間は、ハイシーズンのみとする。

③朝練習を行った場合は放課後の練習は17時15分までとし、1日の活動時間が2時間を超えないようにする。

6 部活動の中止について

(1)中間考査・期末考査前は、土日を含み5日前から考査終了前日までを、実力考査は1日前から中止する。

(2)職員会議、学年会、PTA 総会、各種行事、施設開放(選挙の投票等)などで部活動を中止する場合がある。

(3)その他必要に応じて(規則違反や活動時間を守らない部など)、活動を中止させる場合もあり、部活動担当と該当する部の顧問で話し合って決定する。

(4)大会前などで部活動中止日に活動を希望する場合は、大会の前日の場合のみ認める。

ただし、活動終了時刻は16:45終了、17:00完全下校とし、ハイシーズン以外の活動は認めない。

7 体育館および校庭の清掃について

(1)体育館を使用する部は、使用前後には必ずモップあるいは雑巾で清掃を行うこと。

(2)校庭を使用する部は、使用前後には必ず清掃、グラウンド整備を行うこと。

(3)各部で部室、用具、部庫(部活動用具置き場)の整理整頓に努めること。

(4)各部は活動場所・周辺の場所の整理整頓と清掃を行うこと。

(5)各部で使用する用具は各部の部室に片付け、整理整頓すること。

(6)長期休業中のトイレ掃除については、割り当てを見て掃除をすること。

8 休部、廃部について

(1)次の条件に触れた場合、休部が検討される。以下の①～⑤のうち、一つでも該当する項目があった場合、当月か翌月の職員会議で休部が協議検討される。職員会議において休部とされた場合、顧問から生徒へ連絡を行い、来年度の新入部員は募集しない。現在所属している生徒には、活動を継続するか、転部するかを決めさせる。

①市新人大会に単独で参加、出場ができない。

②年度当初の入部届提出時に、活動に必要な最低限の部員数を確保できない。

☆必要最低限部員数

・団体競技の運動部については、学校単独でエントリーできる最低人数。

・個人でエントリーできる運動部については、2名以上。

・文化部については、2名以上。

③部員数を満たしていたとしても、部としての活動が行われていないと認められた場合。

(活動する人数が少ない状況が続いている、活動している日数が極端に少ないなど)

④指導のできる顧問がいない。

⑤教員数減などにより、複数名の顧問を確保できない場合も職員会議で休部が検討させる。

⑥その他、活動に支障をきたした(きたしている)場合。

(2)在籍部員が0になった場合は廃部が検討される。廃部の手続きも休部と同様である。

9 部の新設について

部活動を新設する場合は、次の①～④の条件が満たされ、職員会議で決定された後、生徒総会で承認されなければならない。

- (1)指導のできる顧問がいる。
- (2)活動に必要な最低限の部員数を確保できる。
- (3)年間を通して活動できる施設、設備がある。
- (4)その他に考えられる特別な事情も考慮する。

10 その他

- (1)職員室前の廊下黒板に活動内容や中止等を記入し、生徒に連絡する。
- (2)部活動時は持ち物を活動場所に持参し、教室には戻らないようにする。持ち物は、顧問の指導の下で部毎に管理を行う。
- (3)学校で活動する場合は携帯電話の持ち込みは原則認めない。ただし、校外での活動で保護者との連絡などのために必要であると判断した場合は、各部の顧問の判断で認める場合がある。
- (4)毎月の活動予定表を作成し、前月25日までに部活動担当者へ提出し校長の許可を受けるとともに、保護者に周知する。毎月末には、部活動実施報告書を学校長に提出する。